

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年12月6日

担当 東京労働局労働基準部監督課
監督課長 中村 祐樹
主任監察監督官 坂本 直己
電話 03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における令和2年の定期監督等の実施結果 ～75.7%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 辻田博）では、令和2年に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめましたので、公表します。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 定期監督等の実施事業場数 : | 10,222 事業場 |
| このうち、 7,740 事業場 （全体の75.7%）で労働基準関係法令違反あり。 | |
| 2 主な違反内容 | |
| (1) 違法な時間外労働があったもの : | 2,157 事業場 (21.1%) |
| (2) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの : | 2,117 事業場 (20.7%) |
| (3) 割増賃金不払があったもの : | 1,752 事業場 (17.1%) |

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※ 定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等 実施事業場数 (A)	労働基準関係法令違反が あつた事業場数 (B)	B/A (%)
合計	10,222	7,740	75.7%
製造業	1,014	808	79.7%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	4,477	3,325	74.3%
運輸交通業	352	266	75.6%
貨物取扱業	38	24	63.2%
農林業	8	7	87.5%
畜産・水産業	0	0	-
商業	1,480	1,181	79.8%
金融広告業	193	130	67.4%
映画・演劇業	52	44	84.6%
通信業	22	8	36.4%
教育研究業	272	191	70.2%
保健衛生業	302	229	75.8%
接客娯楽業	631	546	86.5%
清掃・と畜業	195	159	81.5%
官公署	0	0	-
その他の事業（注）	1,185	821	69.3%

（注）「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業場数

①労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	賃金不払 (23・24条)	労働時間 (32・40条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	割増賃金 (37条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,091	525	2,157	272	168	1,752	941	1,242

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10～19条 (14条を除く))	作業主任者 (14条)	安全基準 (20～25条)	衛生基準 (20～25条)	特定元方事業者 ・注文者 (30・31条)	定期自主検査 (45条)	作業環境測定 (65条)	健康診断 (66条)
848	300	2,117	238	672	136	82	663